

平成22年12月6日

議 長 決 裁

秋田市議会政務調査費使途基準に係る運用指針

1 各項目共通指針

- (1) 政党活動、選挙活動、宗教活動、冠婚葬祭および後援会活動に係る経費は認めない。
- (2) 調査研究活動と個人的な支出の両方が想定される場合、別に定める上限割合によるものとする。
- (3) 政務調査費を支出したときは、領収書を徴すること。ただし、領収書を徴し得ないものについては、会派の代表者の支払証明書をもって換えることができる。

2 各項目別指針

項 目	指 針
研究研修費	
会派が研究会 および研修会 を開催するた めに必要な経 費	◎会場費、講師謝金、交通費・宿泊費（講師招へい経費）、 資料印刷代、その他会議等開催に係る経費。 ○講師に対する交通費・宿泊費は、秋田市の旅費規程 に基づき積算する。 ○講師に対する接待は、茶菓子代および昼食代までと する。
会派の所属議 員が他の団体 の開催する研 究会および研 修会に参加す るために必要 な経費	◎出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等 ○交通費・宿泊費は秋田市の旅費規程に基づき積算す る。 ○調査研究活動に係るガソリン代は、その活動毎に走 行1キロメートル当たり37円で積算する。（毎月あ るいは年度を通しての領収書の金額を超えない額と し、その使用目的を記載する。）

	<p>○祝賀会、記念式典、PTA懇談会、各種総会、その他飲食を主目的とした会合は、調査研究活動以外のものとして、認めない。</p> <p>○上記以外で、調査研究活動としての意見交換の場と判断される懇談会等は、その内容が報告書に記載があれば認める。</p> <p>○各種団体への年会費等は、調査研究活動以外の政治的あるいは個人的な性質の場合は認めない。</p>
<p>調査旅費 会派が行う調査研究活動に必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</p>	<p>◎交通費、宿泊費等</p> <p>○秋田市の旅費規程に基づき積算する。</p> <p>○海外行政視察は、調査研究活動の目的を明確にする。</p>
<p>資料作成費 会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費</p>	<p>◎印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費およびリース料等</p> <p>○印刷費、郵送料等は、その使用目的がわかる領収書を添付する。</p> <p>○3万円以上の事務機器については、任期中のリース契約とする。</p>
<p>資料購入費 会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p>	<p>○書籍を購入したときは、購入した書籍の内訳がわかる領収書を添付する。</p> <p>○調査研究活動に関連がないと思われる週刊誌、雑誌等は認めない。</p> <p>○自宅で購読している一般紙（1紙）は認めない。</p>

<p>広報費</p> <p>会派が調査研究活動および議会活動ならびに市の政策について住民に報告するために必要な経費</p>	<p>◎ 広報紙、報告書等の印刷費および送料、会場費等</p> <p>○ 広報紙を作成し、政務調査費を充当するときは、支出報告書には広報紙（1部）を添付する。</p> <p>○ 会派の議会活動、市政に関する政策等の広報に資する経費であり、個人的な活動報告を主とする広報紙とならないよう留意する。</p> <p>○ 広報紙の配布等の経費については、その内訳がわかる領収書を添付する。</p>
<p>広聴費</p> <p>会派が住民の市政に関する要望および意見を聴くための会議等に要する経費</p>	<p>◎ 会場費、印刷費、茶菓子代等</p> <p>○ 茶菓子代以外の飲食は認めない。</p>
<p>人件費</p> <p>会派が行う調査研究活動を補助する者の雇用に必要な経費</p>	<p>◎ 臨時雇用の人件費</p> <p>○ 雇用日数、雇用時間等のわかる資料（就業内訳）を添付する。</p>
<p>事務所費</p> <p>会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置および管理に必要な経費</p>	<p>◎ 事務所の賃借料、維持管理費、備品および事務機器の購入費・リース料等</p> <p>○ 会派が調査研究活動の拠点として事務所を設置することが必要と判断した場合、それに要する経費を認める。</p> <p>○ 備品および事務機器で3万円以上のものについては任期中のリース契約とする。</p>

事務費

上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な事務的経費

- 自宅の固定電話の料金は認めない。
- 携帯電話の使用料については、調査研究活動以外の使用が想定されるため、経費の50%を上限とする。
- 事務用品代は、調査研究活動に使用するものに限る。
- 自宅で使用する事務機器およびインターネット接続等にかかる経費については、調査研究活動以外の使用が想定されるため、経費の50%を上限とする。

※ この指針は平成23年度分の政務調査費から運用する。